

ごじょうたい ばあい かのかぎ
護状態となった場合においても、可能な限り、
その居宅において、その有する能力に応じ自
立した日常生活を営むことができるように配
慮されなければならない。」としている。

ここには、「可能な限り、その居宅において」
という「通常の市民社会で」と近い表現が
とられている。しかしながら、その能力主義
的表現と、「配慮されなければならない」とい
う権利性の弱い表現を超えてゆかねばならな
い。

10. わが国の障害者支援を基本的に規定して
いる「改正障害者基本法」は、その第3条の
2および、第8条の2で

「すべて障害者は、社会を構成する一員とし
て社会、経済、文化その他あらゆる分野の活
動に参加する機会が与えられる。」

「障害者の福祉に関する施策を講ずるに当っ
ては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、
障害者が可能な限り、地域において自立した
日常生活を営むことができるよう配慮されな
なければならない。」としている。

ここにも、「通常の市民社会で、障害者と障
害のない市民が平等の市民生活（社会参加）
をするのに必要な支援を受ける権利」に近し
い表現がみられる。しかしながら、「機会が与
えられる。」「配慮されなければならない。」と
いう表現は、障害者が恩恵（配慮）を受動的
に受ける対象として規定されているのだとす

れば、それは財政的制約等の恩恵（配慮）す
る側の恣意的な裁量権を残しており、すべて
の市民の権利とはなり得ていない。

11. これまでの、与党の場当たりの対応、と
りわけ、利用負担に対するなし崩しの対応は、
その仕組みを限りなく応能負担に近づけなが
ら、より負担可能な高所得者を1割負担に留
めており、応能負担よりも捕捉率が悪くなっ
てしまっている。

また、支援費制度よりも単価の落ちた重度
訪問介護やグループホーム・ケアホームは、
まさに身体障害者や知的障害者の入所施設か
らの地域移行、精神障害者の精神科病院から
の地域移行の最大の社会資源だったわけであ
り、それを担う事業者に愛想を尽かされた自
立支援法は、自立支援法の名に値しない。

12. 時代は今、後期高齢者医療問題や介護保
険見直し、そして道路特定財源の一般財源化
や地方財源化問題という形で、国民に、真に
望ましい医療や介助や地方自治とは何かとい
う、「私たちの政治の本質を問う」本丸に迫り
つつあるといえる。

私たちのこの「障害者総合福祉サービス法」
が、そのような大きな政治的変革の激動期に
おいて、これからの障害者施策の展開の議論
のささやかな一助になればと願っている。